

## 外国人住民について(論点)

### 外国人住民を含めて住民投票者とする 主な論拠

○ 外国人住民についても日本人住民と同様に市との関わりにおいて、まちづくりに参加することができる。

自治基本条例、市民参加条例における「市民」については、外国人住民を含む。

○ 地方自治法第10条では、市町村の区域内に住所を有する者を当該市町村の「住民」としており、外国人住民もこの中に含まれている。

○ 自治体が独自の判断により制定する住民投票条例による住民投票の権利は、外国人に対する地方参政権とは別のものであり、公職選挙法による選挙権と同一の整理とはならない。

### 日本の国籍を有する者に限り投票資格者とする主な論拠

○ 憲法第93条第2項では、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」ととされている。

この「住民」は日本国民を意味しているため、現時点では、在留外国人に地方参政権が保障されていない。

そのため、参政権と同様に、慎重に判断する必要がある。

○ 在留外国人に対する地方参政権については、「地方参政権について、法律による付与は憲法上許容される」とする最高裁判所判決(平成7年2月28日)がある。

しかし、この部分の評価や見解については、一定している状況であるとまではいえない。